

健康保険証廃止に伴う対応について

— 加入員の皆様へ —

PHC健康保険組合

2024年11月29日

【目次】

1. 健康保険証の廃止について
2. 2024年12月1日以前の加入員について
3. 2024年12月2日以降の加入員について
4. 資格確認書の交付について
5. 資格確認書の有効期間等
6. 資格確認書/資格情報のお知らせ
7. 健康保険証等の有効期限
8. 加入員の皆様への健保からのお願い
9. マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法について

1. 健康保険証の廃止について

- 2024年12月2日をもって従来の**健康保険証**は**廃止**されます。
- 加入員（被保険者、被扶養者）は、2024年12月2日以降、医療機関を受診する際、**マイナンバーカード（マイナ保険証）**を利用することが**原則**となります。
- マイナ保険証を持っていない等、マイナ保険証による医療機関等での資格確認を受けることが出来ない加入員については、**資格確認書（カード）が発行**されます。
- 2024年12月1日以前に発行された**健康保険証**は2025年12月1日までは、医療機関を受診する際、**経過措置として利用可能**です。
- 経過措置期間（2025年12月1日まで）にマイナ保険証の利用登録をお願いします。

2. 2024年12月1日以前の加入員について

- 2024年12月1日以前の加入員は、経過措置により、2025年12月1日までは現行の健康保険証を使用することができます。ただし、以下の場合は、あらたに健康保険証は発行されませんので、マイナ保険証を使用することになります。
- マイナ保険証が使用できない加入員については、資格確認書を発行します。
 - ①健康保険証を滅失（紛失・毀損等）した場合
 - ②婚姻等で氏名を変更した場合
 - ③生年月日や氏名等を修正した場合
 - ④定年再雇用により、いったん退職し再加入した場合
 - ⑤退職により任意継続被保険者になった場合
 - ⑥P H Cグループ会社への転籍（出向ではありません）により所属する事業所が変更になった場合
 - ⑦その他、当健康保険組合が個別に判断した場合

※マイナンバーが発行されていない等マイナ保険証の利用ができない加入員に対しては、資格確認書を発行します。

3. 2024年12月2日以降の加入員について

- PHCグループ会社に入社され、資格取得届または被扶養者異動届（追加）が当健保に提出された際は、マイナ保険証を利用できるよう手続きします。その際、マイナ保険証が利用可能かどうかシステム的に確認し、マイナ保険証の利用ができない場合に限り、職権により資格確認書を交付します。
- 資格確認書の交付には、資格取得届または被扶養者異動届（追加）当健保に届いた後、1か月程度要する場合があります。
※基本情報（氏名、生年月日、性別、住所）が照会先機関の登録情報と異なる場合など
- 入社後、被扶養者が増え、被扶養者異動届（追加）が当健保に提出された場合も同様となります。
- なお、一定の条件に該当する加入員は、資格確認書の交付の申請が可能となります。
※詳細は、次ページで説明します。

4. 資格確認書の交付について

- マイナ保険証をお持ちの加入員については、原則として資格確認書は交付されません。

< 資格確認書交付の類型 >

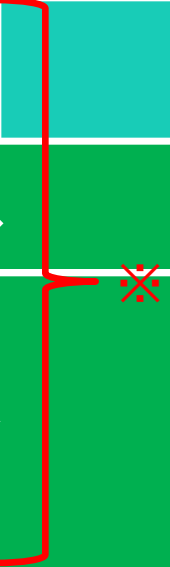
A マイナンバーカードを紛失した。マイナンバーカードを更新中である。	申請により 交付
B マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要がある。	
C マイナンバーカードを取得していない。	当健康保険 組合の職権 により交付
D マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない。	
E マイナ保険証の利用登録解除を申請した（登録解除者）。	
F マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れになっている。	
G マイナンバーカードを返納した。	

5. 資格確認書の有効期限等

- 資格確認書の**有効期限**は、健康保険証の有効期限と同じく、2025年12月1日となります。
- **マイナ保険証**は、上記有効期限にかかわらず**継続して利用可能**です。
※当健保に在籍し、有効なマイナンバーカードを保持している場合
- 健康保険証及び資格確認書の**有効期限（2025年12月1日）が切れる前に**、マイナ保険証が利用可能どうかを系統的に確認し、マイナ保険証が利用できない加入員を対象に**新たな有効期限を設定した資格確認書を一斉に発行**します。
※あらたな資格確認書の発行時期及び有効期限は現時点で未定です。
- 資格確認書の回収は以下の通りに取り扱います。
 - ・資格喪失した場合は回収します。
 - ・資格確認書の記載事項に変更が生じた場合は差し替え（回収・再交付）となります。
 - ・有効期限を満了した資格確認書は回収しませんので、各自適切に処分してください。

6. 健康保険証等の有効期限

マイナ保険証は継続して利用が可能となります。

受診の際に提示する証等	～2024年12月1日	2024年12月2日～2025年12月1日	2025年12月2日～
マイナ保険証			
健康保険証			
資格確認書（本人申請） ・マイナンバーカードを紛失した等			
資格確認書(健保職権交付) ・マイナンバーカードを取得していない ・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行っていない等			

※健康保険証及び資格確認書の有効期限（**2025年12月1日**）が切れる前に、職権によりマイナ保険証が利用可能かどうかを系統的に確認し、マイナ保険証が利用できない加入員を対象に**新たな有効期限を設定した資格確認書を一斉に発行**します。なお、あらたな資格確認書の発行時期及び有効期限は現時点で未定です。

7. 資格確認書/資格情報のお知らせ

①2024年12月2日以降、
新規加入者全員に「資格
情報のお知らせ」を交付



②マイナ保険証の利用が
可能

※一部マイナ保険証の利用
が利用できない加入員
に資格確認書（カード）
を交付

資格情報のお知らせ （個人番号下桁あり）

資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

あなたの加入する健康保険の資格情報

記号	9999	番号	99999999	（枝番）	99
氏名	N	N			
フリガナ	N	N			
性別	N	N			
生年月日	N	N			
資格取得年月日	N	N			

あなたの個人番号（マイナンバー）

※マイナンバーは、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードに記載されています。マイナンバーは、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードに記載されている個人番号の12桁の数字です。マイナンバーは、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードに記載されている個人番号の12桁の数字です。マイナンバーは、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードに記載されている個人番号の12桁の数字です。

スマートフォンでの資格情報確認方法

スマートフォンをお持ちの方は、右記の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

「マイナ保険証」が利用できない場合

マイナ保険証の読み取りができない場合があります。その場合は、スマートフォンでの資格情報確認画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示してください。スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示してください。

資格情報のお知らせ （個人番号下桁なし）

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは医療機関等を受診することはできません。

記号	000	番号	00000000	（枝番）	00
氏名	N	N			
フリガナ	N	N			
性別	N	N			
生年月日	N	N			
資格取得年月日	N	N			

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない場合があります。その場合は、スマートフォンでの資格情報確認画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示してください。スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示してください。

資格確認書 （カード）

健康保険 本人（被保険者） 令和00年00月00日 交付
資格確認書 令和00年00月00日 迄有効

記号 100 番号 1234567 （枝番） 00

氏名 健保 太郎
性別 男
生年月日 平成00年00月00日
資格取得年月日 令和00年00月00日
一部負担金の割合・差込年月日 3割 令和00年00月00日

保険者番号 00000000
保険者名称 HBF健康保険組合
保険者所在地 東京都新宿区西新宿2-6-1
00-0000-0000

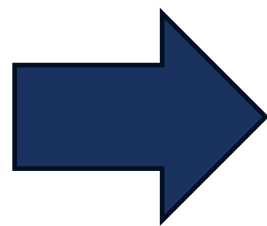
印

対象	10月下旬に加入者全員に一齐に配布（事業所経由）	2024年12月2日以降の新規加入者全員	マイナ保険証が利用できない加入員
目的	- 情報の正確性を担保し安心してマイナ保険証を利用するため - オンライン資格確認義務化対象外の医療機関等受診時に提示するため	- 加入者が自己の資格を確認するため - 情報の正確性を担保し安心してマイナ保険証を利用するため - オンライン資格確認義務化対象外の医療機関等受診時に提示するため	- 受診時に提示するため * 交付には、当分の間2～3週間程度必要となるため、その間に医療機関を受診した場合は医療費の全額を立て替える必要があります。当健保としては、可能な限り速やかな交付に努めます。
様式	A4紙（個人番号下4桁あり）	A4紙（個人番号下4桁なし） * Web導入を検討中	カード型
頻度	1回限り。	新規加入の都度。	申請発行又は職権発行
時期	2024年10月に一齐配布済。	2024年12月2日以降。	2024年12月2日以降。

8. 加入員の皆様への健保からのお願い

健康保険証は、2025年12月1日まで経過措置期間として、使用が可能です。マイナ保険証への切替に是非ご協力いただきますようお願いします。

マイナ保険証への切替を



■お問合せ先

当健保のホームページ右上の「お問い合わせ」をご利用ください。

ホームページアドレス

<https://www.phc-kenpo.jp/>

9. マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

(厚生労働省ホームページより引用)

マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

マイナンバーカードの健康保険証利用には以下3ステップが必要です。

STEP1. マイナンバーカードを申請・作成する

STEP2. マイナンバーカードの健康保険証利用を申請・登録する

STEP3. 医療機関・薬局でマイナンバーカードを用いて受付をする

詳しい方法については以下からご確認ください。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法

- ① オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便で申請する
- ③ まちなかの
証明写真機から申請する



STEP2.

マイナンバーカードを 健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



STEP3.

医療機関・薬局で マイナンバーカードを用いて受付

■受付方法

- ① 顔認証つきカードリーダーにマ
イナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
(顔認証・暗証番号)
- ③ 各種情報提供の同意選択をする



さらに詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html